

令和5年度第1回愛知県都市計画審議会

令和5年7月14日（金）午前10時

愛知県庁本庁舎 6階 正庁

【事務局：都市計画課】

定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第1回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、事務局からお知らせです。

愛知県では、5月1日から10月31日までをさわやかエコスタイルキャンペーン実施期間とし、軽装・ノーネクタイを励行しております。したがって、本日の審議会におきましても、幹事及び事務局はノーネクタイとさせていただきます。

次に、傍聴される方へお願いします。

携帯電話は、電源を切っていただくかマナーモードにいただき、静粛に傍聴してくださいようお願い申し上げます。録音録画等は禁止となっております。その他、会議の秩序を乱す行為、議事の進行の妨げとなる行為はお控えいただき、円滑な議事の進行に御協力くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、当審議会の会長を務めていただいております秀島会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

会長の秀島でございます。一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年度第1回愛知県都市計画審議会の開催に当たりまして、大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、それぞれの御専門の見地から活発に御意見をいただきますとともに、議事が円滑に進行しますよう、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして挨拶とさせていただきます。

【事務局：都市計画課】

ありがとうございました。

ここで、会議で使用する資料について説明します。

資料は、ペーパーレス化により、全てタブレット端末にございます。

なお、資料にメモ書きをなさりたい方は、別途紙の資料も御用意しておりますので、職

員にお声がけください。

続きまして、タブレットの操作方法について説明させていただきます。正面の職員が操作を示しますので、御覧ください。

お手元のタブレットの画面が暗くなっている方は、下の丸いボタンを1回押していただきますと画面が起動します。

もう一度ボタンを押していただきますと、本日使用する全ての資料の一覧が表示されます。表示されない場合は、近くの職員にお声がけください。よろしいでしょうか。

今度は、左上から2番目にあります「1 第1号議案」と書かれた資料をタップしてください。そうしますと画面に議案が表示されます。

画面を左右にスライドしていただきますと、ページを進めたり戻したりすることができます。また、2本指で広げたりつまんだりすると、画面を拡大縮小することができます。

なお、画面をつまんで縮小操作を続けていただきますと、全てのページの一覧が表示されます。ここで御覧になりたいページをタップしていただきますと、目的のページに素早く移動することができます。

画面左上の矢印マークをタップしていただきますと、最初の資料一覧に戻ることができます。左上の矢印が表示されていない場合は、画面中央付近をタップしていただきますと矢印が表示されます。よろしいでしょうか。

それでは、左上の矢印をタップしていただきまして、一覧の画面にお戻りいただけますでしょうか。

なお、説明の際、皆様の正面にございますモニターに地図や図面等を使って説明もさせていただきます。

次に、お手元にごございますマイクについて説明します。

発言の際、マイクの右下、紫色のボタンを押していただきますとランプが点灯しますので、発言をお願いします。発言が終了したら、再び同じボタンを押していただきましてマイクのスイッチを切っていただきますようお願いいたします。

なお、このマイク、音声を拾いにくい点がございますので、御発言の際はできるだけマイクに近づいて発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本年度、委員の方に異動がございましたので、御紹介申し上げます。

タブレットの画面が暗くなっている方は、下のボタンを押して起動させてください。

そして、資料一覧の表の中にあります「0 次第等」と書かれた資料をタップしてくだ

さい。画面を右から左にスワイプしていただき、2 ページ目を開いていただきますと、「愛知県都市計画審議会委員名簿」が表示されます。

それでは、新たな委員を御紹介申し上げます。

まず、関係行政機関職員として委員をお願いいたしました中部地方整備局長佐藤寿延委員でございますが、本日、所用により欠席でございます。代理としまして、佐野勇名古屋国道事務所副所長様に御出席いただいております。

続きまして、東海農政局長森重樹委員でございますが、本日、所用により欠席でございます。代理で、中谷勝巳農村計画課課長補佐様に御出席いただいております。

次に、市町村長の代表委員をお願いしました小牧市長山下史守朗委員でございますが、本日、所用により欠席でございます。

次に、県議会議員として委員をお願いしました6 名の方を御紹介します。石塚吾歩路委員でございます。政木りか委員です。丹羽洋章委員です。宮島謙治委員です。高橋正子委員です。小木曾史人委員です。

そして、町村議会の議長を代表いたしまして委員をお願いしました小川政徳委員です。

以上でございます。

次に、本年度の幹事の御紹介です。

タブレット3 ページ目を御覧ください。「愛知県都市計画審議会幹事名簿」がございます。御紹介はこの名簿をもって代えさせていただきます。

ここで、本日、2 分の1 以上の委員の方に御出席いただいておりますので、本日の審議会は成立いたします。

それでは、議事に進みます。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5 条第2 項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、秀島会長、進行のほどよろしくお願いします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

まず、愛知県都市計画審議会運営規程第8 条第1 項の規定に基づき、議事録署名者として、李侖美委員、丹羽洋章委員を指名いたします。よろしくお願いします。

また、先ほど事務局から御紹介のありました委員のうち、次の方々を愛知県都市計画審議会条例第6 条第2 項の規定に基づきまして当審議会常務委員会委員に指名いたします。

関係行政機関の職員として委員をお願いしました佐藤寿延委員、市町村の長を代表して委員をお願いしました山下史守朗委員、県議会の議員として委員をお願いしました委員のうち、石塚吾歩路委員、丹羽洋章委員、高橋正子委員、市町村の議会の議長を代表して委員をお願いしました小川政徳委員、以上の方々を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

本日御審議いただきますのは、第1号議案「豊田都市計画道路の変更について」から第4号議案「一宮市における特殊建築物の敷地の位置について」までの4議案でございます。

また、当審議会の運営に関する議案として、当審議会環境影響評価調査専門部会要綱の一部改正案を県当局に作成していただきましたので、後ほど審議をお願いいたします。

それでは、第1号議案「豊田都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

都市計画課長の伊藤でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

第1号議案「豊田都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。

まず、タブレットの「第1号議案」のファイルを開きください。資料の説明をさせていただきます。紙資料をお持ちの方は紙資料で御確認ください。

ページ番号につきましては中央下部に記載しておりますので、そのページで御確認ください。

ページ番号、1ページから4ページが議案書となっております。5ページが議案概要説明書となっております。6ページから10ページが図面となっております。

それでは、説明させていただきます。

6ページをお開きください。

6ページは、みよし市付近の総括図となっております。本日提案させていただきます都市計画道路及び周辺の状況についてまず説明させていただきます。

画面左下、オレンジ色の丸印で示しておりますのが、左側が東郷町役場、右側がみよし市役所となっております。画面中央、左から右に黒の点線で東西方向に示しておりますのが名鉄豊田線となっております。画面中央、下から上に紫色の実線で示しておりますのが東名高速道路で、その上に丸印で示してありますのが東名三好インターチェンジでございます。

ます。そして、画面上部、名鉄豊田線の三好ヶ丘駅付近から日進方面に赤色の点線及び実線で示しておりますのが、今回都市計画変更を予定しております 3・4・14 号黒笹三好ヶ丘線でございます。

豊田市都市計画道路 3・4・14 号黒笹三好ヶ丘線は、隣接する都市計画道路 3・4・277 号米野木筋生線に接続しておりまして、日進市街地と三好ヶ丘ニュータウンを結ぶ幹線道路としまして、昭和 54 年に日進市内の区間と合わせて都市計画決定されております。令和 2 年に改正されましたみよし市都市計画マスタープランにおきましては、都市間の連携強化などに資する地区幹線道路に位置づけられております。

黒笹三好ヶ丘線のうち、赤色実線で示しておりますのが、今回都市計画変更を行います区間でございます。

1 枚おめくりいただきまして、7 ページを御覧ください。こちらは都市計画図でございます。本日の概要説明になります。

画面中央、上から下へ紫色の区域で示しておりますのが東名高速道路、画面中央、左から右に黒の点線で示しておりますのが名鉄豊田線であり、右側に黒笹駅がございます。そして、画面中央、黄色及び赤色の線を表示しておりますのが 3・4・14 号黒笹三好ヶ丘線の変更箇所でございます。黄色の線が変更前、赤色の線が変更後の区域を示しております。

今回の変更は一部区域の変更でありまして、延長 310m の区間において道路の線形を変更するとともに、一般部の幅員 16m に対し、交差点部の幅員を 16.75m、曲線部の幅員を 17m に変更するものでございます。

1 枚めくっていただきまして、8 ページを御覧ください。ここからは変更内容の説明となります。

まず説明させていただきますのは、交差点計画の変更です。

画面右側、黒笹三好ヶ丘線と市道打越黒笹 1 号線との交差点がございます。黄色が変更前の市道の現道を表しており、都市計画道路との交差点は 61° で接続されています。東名高速道路の橋脚が交差点に近接していることから見通しが悪く、交通量の増加も伴って、県道から市道への右折渋滞が発生するなど、危険な交差点となっております。現計画のまま施工した場合には、これらの状況を改善することができないため、当該区間に右折車線を設けるとともに、市道の取り付け位置を現在より西側に移動させることで、交差角を現況の 61° から 75° に改善するとともに、見通しをよくすることで、交差点の安全性を確保した計画に変更いたします。赤色が変更後の市道計画となります。

続きまして、都市計画道路の線形変更の説明をいたします。

名鉄豊田線との立体交差部につきましては、橋脚の影響を避けつつ、自動車だけでなく、歩行者及び自転車の安全性と快適性を確保した道路線形に変更するものでございます。

具体的な内容について説明させていただきます。

変更のポイントは2点ございます。

まず1点目です。橋脚への影響についてです。現道の両側に隣接しまして、名鉄豊田線高架部の下部工が位置しております。

1枚おめくりいただきまして、9ページを御覧ください。

上側の図を御覧ください。こちらは名鉄豊田線交差部の道路断面図になっております。黄色の現計画で施工した場合には、道路施工に伴う掘削ラインが名鉄橋脚まで影響し、橋脚自体が不安定になることが判明しました。図面、黄色丸の部分で表した内容でございます。このことより、橋脚に対しまして道路線形を並行に変更することで掘削の影響をなくするものであり、下側の断面図が変更後を表しておりますが、掘削ラインが橋脚に影響しない計画となっております。図面、赤の丸でございます。

続きまして、2点目のポイント。自動車及び歩行者・自転車の安全性と快適性の確保について説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、10ページを御覧ください。

先ほど御説明させていただきました橋脚への影響をなくするため線形変更したため、曲線部の曲がりが大きくなることとなります。曲線部における車両は前輪と後輪の軌跡が異なることより、一定以上の曲線部においては車道幅員を拡幅することが道路構造令で定められておりますので、今回、変更後においては、片側50cm、両側で1mの拡幅を追加するとともに、歩道及び自転車通行帯を車道と分離して設け、利用者の安全性と利便性を確保するものです。

1-1断面が一般部幅員となっております、16mとなっております。3-3断面が曲線部幅員で、両側50cmずつの拡幅をしておりますして幅員が1m増え、17mとなっております。

以上が、黒笹三好ヶ丘線の変更内容の説明でございます。

なお、都市計画法第18条第1項の規定に基づきみよし市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答をいただいております。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

御意見ございませんでしょうか。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第1号議案につきまして、原案のとおり可決して御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第2号議案「愛西市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【説明者：尾張建設事務所】

尾張建設事務所建築課総括専門員の前原でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

第2号議案「愛西市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明させていただきます。

早速でございますが、タブレットで「第2号議案」をお開きください。議案書は1ページから3ページ、議案概要説明書は4ページ、図面は図面番号1から3を御覧ください。紙資料をお持ちの方におかれましては、議案書は5ページから7ページ、右肩に「参考資料」とある議案概要説明書は2ページ、図面は第2号議案の図面番号1から3となっております。

それでは、議案概要説明書に沿って説明させていただきます。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するに当たり、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

申請者は、中野建設株式会社代表取締役中野良幸。

名称は、中野建設西保リサイクルセンター。

敷地の位置は、愛西市西保町内数馬3番2、4番1。

敷地面積は、2,677.02㎡でございます。

処理施設の能力は、がれき類の破碎を1日当たり304tとなっております。

建築物は、延べ面積 12.42 m²の事務所が 1 棟でございます。

申請者は、平成 13 年に許可を受け、平成 20 年より産業廃棄物収集運搬業を主な事業として行ってまいりました。このたび、廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、産業廃棄物を処理する施設を新たに計画したところ、市街化調整区域におけるがれき類の破碎施設の処理能力が 1 日当たり 5 t の基準を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可が必要になったものでございます。

なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画でございます。

次に、図面番号 1 の総括図を御覧ください。

図面やや左下の赤丸で示した、「建設地」と書かれたところが敷地の位置になります。当該敷地は愛西市の南西部に位置し、愛西市役所より南西へ直線距離で約 2.2km の市街化調整区域に位置しております。

次に、図面番号 2 の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中央の赤枠斜線で示した部分です。周囲の状況は、北側が愛西市道 31 号線。図面では「31 線」と表記されており、大変申し訳ありませんでした。西側は市道を挟んで農地。南側は農地。東側は水路を挟んで農地です。凡例でその他に示した建築物は、主に流通業務施設です。

次に、図面番号 3 の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が敷地境界線、黒の一点破線が破碎前後の保管場所、敷地中央やや右寄りの紫色の破線が廃棄物処理施設である破碎機です。今回新築するのは、北西角にある黄色部分の事務所のみでございます。

敷地への車両出入口は、黒い三角印で示してございます。敷地の周囲には緑色で塗り潰した部分に緑地を設け、環境整備に努めてまいります。さらに、敷地内に搬出入車両の駐車場を確保するなど、搬出入計画においても周辺への影響を少なくするよう計画をしております。

以上で計画図の説明を終わらせていただきます。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音、振動の項目について環境保全目標をクリアしております。また、関係市である愛西市長からは支障ない旨の意見書の提出を受けております。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

御意見、御質問ないようでしたら、採決いたします。

第2号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第2号議案につきましては都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第3号議案「豊川市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【説明者：東三河建設事務所】

東三河建設事務所建築課長の小笠原と申します。よろしくお願いいたします。

着座にて御説明させていただきます。

第3号議案「豊川市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

早速ではございますが、お手元のタブレットで「第3号議案」をお開きください。議案書は1ページから3ページ、議案概要説明書は4ページ、図面は図面番号1から3でございます。紙資料につきましては、議案書は8ページから10ページ、議案概要説明書は3ページ、図面は第3号議案の図面番号1から3でございます。

それでは、議案概要説明書に沿って説明させていただきます。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物である産業廃棄物処理施設の建築を許可するに当たり、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置について、都市計画上の観点から御審議いただくものでございます。

申請者は、有限会社岡本環境造園代表取締役市川勝久。

名称は、三蔵子リサイクルセンター。

敷地の位置は、豊川市三蔵子町北添4番1他2筆。

敷地面積は、2,528.26㎡。

処理施設は、木くずの破碎の処理能力が1日当たり47.528tでございます。

建築物は、破碎処理棟、並びに附属するトイレ棟、事務所棟の3棟で、延べ面積の合計

は 751.09 m²でございます。

次に、理由でございますが、申請者は、昭和 56 年より豊川市内に本社を置き、造園工事業、園芸サービス業及び土木工事業を主な事業としております。このたび、廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、産業廃棄物処理施設を計画したところ、木くずの処理能力が、市街化調整区域において制限を受ける基準である 1 日当たり 5 t を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可が必要となったものでございます。なお、周辺の環境にも十分に配慮した計画となっております。

現在申請者が排出している産業廃棄物である木くずは、豊川市内にある自社の小規模な処理施設、または豊橋市内などの他の中間処理業者に委託をしまして処理を行うほか、規模の大きな工事では自社の移動式破砕機により現場内で処理を行っております。今回の計画では、自社の処理能力を増強することによって、搬送時間やコスト面での非効率なこれまでの状況を改善することが可能となります。さらには、他社の排出する木くずの処理を引き受けることも可能となります。このことにより、処理後の木質チップをバイオマス発電の燃料として事業者へ供給する資源循環への寄与を目指した新たな事業を展開することとしております。

次に、図面番号 1 の総括図を御覧ください。

図面中央の赤丸の「建設地」と示したところが敷地の位置であります。当該敷地は豊川市の東部に位置し、豊川市役所から北東に直線距離で約 2.2km の市街化調整区域内に位置しております。

次に、図面番号 2、付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中央の赤枠斜線で示した部分であります。周辺の建築物の用途は凡例のとおり色を分けて示しており、黄色が住宅、青色が工場、茶色がその他であります。その他の茶色で示したものは、建設地南西方角約 170m の位置にある、コの字型をした建物が保育園、その東隣が社会福祉施設であります。

建設地付近の状況は、南側が豊川市道樽井土々川大崎下金居場線を挟んでビニールハウスなどが立ち並ぶ畑、北側は雑木林、東側は畑、西側は建設資材置き場などとなっております。なお、建設地から最も近い住居は、建設地南西方角約 110m の位置にあります。

次に、図面番号 3 の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内における施設の配置を示したもので、赤枠が敷地境界線、黄色の塗り潰しが建築物、破砕処理施設棟の中にある紫色の点線が廃棄物処理装置であります。

敷地への車両の出入口は、敷地南側の黒い三角印で示しており、幅員 8.1m の豊川市道樽井土々川大崎下金居場線に面しております。関係車両による周辺の交通への影響を少なくするため、従業員・来客用の駐車場及び搬出入車両の回転や待機のためのスペースは敷地内に確保することとしております。

また、環境保全のため、敷地周辺の緑色の塗り潰しの部分には緑地を設けるとともに、場内の表面の雨水は、水色の線で示すとおり油水分離槽を経由し雨水浸透性貯留槽及び側溝に排水することとしております。

また、誤って人が敷地内に進入し事故に遭うことを防止するため、敷地の出入口には門を設置するとともに、敷地の外周にはフェンスを設けることとしております。

図面については以上でございます。

なお、この計画につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音、振動などの各項目について環境保全目標を全てクリアしております。また、関係市である豊川市長からは支障ない旨の意見書の提出を受けております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いします。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第 3 号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 3 号議案につきましては都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第 4 号議案「一宮市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【説明者：一宮市建築部建築指導課】

一宮市建築部建築指導課長の村松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

第 4 号議案「一宮市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

早速でございますが、お手元のタブレットで「第 4 号議案」をお開きください。議案書

は 1 ページから 3 ページ、議案概要説明書は 4 ページ、図面は図面番号 1 から 3 を御覧ください。紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は 11 ページから 13 ページ、議案概要説明書は 4 ページ、図面は第 4 号議案の図面番号 1 から 3 となっております。

それでは、議案概要説明書に沿って説明させていただきます。

本案件は、特定行政庁である一宮市長が特殊建築物の建築を許可するに当たり、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

申請者は、フルハシ EP0 株式会社代表取締役山口直彦。

名称は、フルハシ EP0 株式会社愛知第八工場。

敷地の位置は、一宮市高田字藪田 29 番他 4 筆。

敷地面積は、2,995.57 m²。

処理施設の処理能力は、木くずの破碎を 1 日当たり 195.472 t となっております。

建築物は、工場棟、事務所棟、トイレ棟の 3 棟で、延べ面積は 1,170.99 m²でございます。

申請者は、昭和 59 年に産業廃棄物である木くずの処分業を開始し、現在、愛知県内では 5 つの施設において木くずの処分を行っております。

このたび、バイオマス発電の燃料用チップ需要増大に対応するため、木質廃棄物を処理する施設を新たに計画したところ、市街化調整区域における木くず類の破碎施設の処理能力が 1 日当たり 5 t の基準を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可が必要となったものでございます。

次に、図面番号 1 の総括図を御覧ください。

図面中央の、赤丸で示した「建設地」と書かれたところが敷地の位置でございます。当該敷地は一宮市の中央部からやや北部に位置し、一宮市役所から北に直線距離で約 3.3km の市街化調整区域に位置しております。

次に、図面番号 2 の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分でございます。凡例の工場として示した建築物は、建設地北西にあるコナミグループ一宮事業所となっております。

周囲の状況は、東側は国道 22 号、南側は田、西側は準用河川の高田川でございます。

次に、図面番号 3 の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗り潰しが建築物、紫色の線が廃棄物処理装置である破碎機でございます。

敷地への車両の出入口は、東側の幅員約 8.6m の国道 22 号の側道に接しており、黒い三角印で示してございます。木質産業廃棄物の搬入車両については、敷地東側より左折にて入構した後、工事棟西側の破砕前保管場所にて木質廃棄物の荷下ろしを行います。その後、重機を用いて木質廃棄物を破砕機へ投入し破砕いたします。破砕後の木質チップは、工場棟東側にて一時保管された後、出荷用トラックに積み込まれ、木質チップを積み込んだトラックは左折にて出構することという流れでございます。

さらに、車両に関連する事項として、来客用駐車場を敷地内に確保し、搬出入車両の待機場を適切に確保するなど、周辺への影響を少なくするよう計画をしております。敷地の周囲には、緑色で塗り潰した部分に緑地を設け、環境整備に努めてまいります。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音、振動等の項目について全て環境保全目標をクリアしております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第 4 号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 4 号議案につきましては都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、会議の冒頭でも申し上げました愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱の一部改正についての御審議をお願いいたします。

県当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

都市計画課長の伊藤でございます。着座にて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議事次第第 5、「愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱の一部改正について」説明させていただきます。

タブレットの「5 要綱改正について」ファイルをお開きください。紙資料をお持ちの

方は、「愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱の一部改正について」の資料を開きください。1 ページから 2 ページに議案、3 ページから 4 ページに新旧対照表、5 ページから 7 ページが改正された要綱案でございます。

それでは、説明させていただきます。

ページ番号 5、5 ページを御覧ください。

まず、改正の内容でございます。

現在、専門部会要綱では、第 6 条のとおり、専門部会は部会長が招集すると定められております。このたび、新しい条文としまして、第 7 条に書面による開催を追加し、それに伴い、第 8 条の会議の公開等について加筆修正するものでございます。これにより、議事内容に応じまして書面での会議開催も可能とする改正案となっております。

続きまして、改正の理由でございます。

改正の理由としましては、まず第 1 に、昨今の新型コロナウイルス感染症による経験を踏まえまして、疫病や災害等によって招集による開催が困難なときを想定したものでございます。そして、その他の理由としまして、都市計画決定に向け専門部会を開催するに当たり、委員及び関係機関との開催日時の調整をしておりますが、その調整に多くの時間を要する場合がございます。専門部会におきましては、議事の内容に応じまして迅速かつ機動的に会議を開催し、都市計画及び環境影響評価を適切かつ円滑に進めることが公益に資すると考え、条文に「調査審議に直接影響しない事項について報告・説明するとき、その他部会長が認めたときは、書面による開催ができるもの」と追記するものでございます。

なお、本内容の適用におきましては、「事前確認により委員から招集による開催を求める意見があったときには、書面による開催は行わないこと」を第 7 条に盛り込んでおります。

また、第 8 条、会議の公開等におきましては、書面による開催を行った場合、傍聴不可能となりますので、その代替措置として、会議の内容を Web サイトで公表することとしております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

当審議会環境影響評価調査専門部会要綱につきましては、改正案のとおり決定して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱につきましては、改正案のとおり可決いたしました。

本日の審議は以上でございますが、事務局から委員の皆様へ1点御報告したいとの申出がありました。

報告事項は、名岐道路（一宮～一宮木曽川）の現状状況についてでございます。委員の皆様にはいましばらく御協力をお願いいたします。

それでは、事務局から報告をお願いします。

【報告者：都市計画課】

都市計画課担当課長の青柳でございます。

私から、名岐道路（一宮～一宮木曽川）の現状状況について御説明させていただきます。着座にて失礼します。

タブレットの「6 報告事項」のファイルをお開きください。

まず初めに、名岐道路の概要について御説明いたします。

右肩の番号1のページを御覧ください。

名岐道路は、名古屋都心部から岐阜都市圏域の社会経済活動を支える重要な道路です。今回は、整備が完了しております名古屋高速道路の一宮東出口から東海北陸自動車道の一宮木曽川インターチェンジまでの約7.5kmの区間を延伸して都市計画を定めようとするものでございます。

2ページを御覧ください。道路の構造について、左側に現況を、右側に整備後のイメージを示しております。

現在の国道22号線は道路幅員約42mであり、片側3車線と副道等により構成されております。変更後は、国道22号線の中央に名岐道路の橋脚を配置し、副道を廃止して、現在と同じ片側3車線で整備し直す計画でございます。

3ページを御覧ください。

下の図が平面図で、上の図が模式図となっております。図面右側が岐阜方面、左側が名古屋方面を示しております。青の着色が、今回名岐道路として区域を変更する箇所ござ

います。

図面左側、緑色の一宮インターチェンジは、現在、名神高速道路と名古屋高速道路一宮線が名古屋方面のみ連結路で接続しております。今回、名岐道路の延伸に合わせ、青色の線のように岐阜方面に接続する連結路を新たに設けます。

名岐道路には、地域とのアクセス性を考慮し、出入口を4か所設けます。青色で示しており、南から順に（仮称）両郷町出口、（仮称）常願通南入口、（仮称）高田南出口、（仮称）高田西入口です。

図面右側の一宮木曾川ジャンクションで東海北陸自動車道に接続します。

以上が名岐道路の計画概要です。

4ページを御覧ください。次に、都市計画及び環境影響評価手続の流れについて御説明いたします。

名岐道路は環境影響評価が必要な都市計画であることから、本都市計画審議会において環境影響評価調査専門部会を設置して調査審議をしていただいております。

今年度に入り、5月17日に第4回専門部会で都市計画原案及び環境影響評価準備書案の一部について御審議いただきました。また、7月8日には公聴会を開催いたしました。現在は、都市計画の案の作成及び環境影響評価準備書の作成を行っております。

5ページを御覧ください。今月8日に開催した公聴会の概要について御報告いたします。

一宮スポーツ文化センターにて、公募により4名の方に御意見を公述していただきました。公述の要旨は、事業目的の妥当性や必要性、道路の構造、交通への影響、名岐道路の早期整備といったものでした。

県といたしましては、公述の意見を踏まえ、都市計画案を作成してまいります。

6ページを御覧ください。今後の流れについて御説明いたします。

今月25日には第5回専門部会を開催する予定です。その後、都市計画の案の縦覧、意見書の受付、環境影響評価準備書の縦覧、意見書の受付、説明会の開催を進め、計画が固まりましたら、本都市計画審議会で御審議いただく予定でございます。

以上、名岐道路の手続状況について御報告させていただきました。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの報告につきまして御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、御質問ないようですので、事務局からの報告事項につきましてはこれで終わらせ

ていただきます。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

委員の皆様には、長時間にわたりまして御審議いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

【事務局：都市計画課】

最後に、傍聴された方へお願いします。

紙資料についてはお持ち帰りいただいて構いませんが、名札とタブレットは席に置いたまま御退席くださいますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして令和5年度第1回都市計画審議会を終了いたします。

長時間にわたり御審議いただき、事務局からも厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

(閉会 午前10時59分)